

## 補助事業仕様書

### 1 事業の目的

本市では、市内に居住するひとり暮らし高齢者等に対して食事を提供する事業（以下、「高齢者食事サービス事業」という。）を実施することにより、ひとり暮らし高齢者等の健康増進と地域社会との交流を深めることを目的とする。

### 2 利用対象者

本事業の利用対象者は、大阪市生野区内に居住する65歳以上の方（以下「高齢者」という。）であって次の（1）から（3）に掲げるいずれかに該当する方

- （1）ひとり暮らしの方
- （2）高齢者のみの世帯に属する方
- （3）上記に準じると市長が必要と認め、高齢者食事サービス委員会等の承認を得た方（※）

※

- ① 高齢者と義務教育終了前の児童のみの世帯に属する方
- ② 常時に高齢者の世話をする方がいない世帯に属する方
- ③ やむを得ない事情があり高齢者食事サービスを必要とする60歳以上の方

### 3 事業の実施内容

#### （1）組織

本事業の補助を受けようとする団体は、本事業の開始にあたり、実施圏域に居住する住民を含めた「高齢者食事サービス委員会」（以下、「委員会」という。）を組織すること。

委員会は、別紙「高齢者食事サービス委員会会則モデル」を参考に、委員会の運営について、必要な事項を定めること。

ただし、法人の定款により、法人が行う事業として高齢者を対象とした会食や配食を提供する事業が規定されている場合には、「委員会」を組織することを有しない。

#### （2）実施体制

- ① 補助事業者は、本事業の実施地域において、集まりやすく公共性の高い地域集会所や老人憩の家、小学校の空き教室などを実施場所として、おおむね10人以上の利用者に対して、地域のボランティアの協力を得て会食または配食による食事サービスをおおむね月1回以上定期的に行う。ただし、配食又は会食それぞれにおいて事業の対象者1人あたり1週間につき2日を上限とする（ボランティアを除く）。
- ② 本事業の実施にあたり、1回あたり利用者10名に対してボランティアを少なくとも2名以上確保し、利用者が10名を超える場合は、利用者15名ごとにボランティアを少なくとも1名以上確保すること。
- ③ 食品衛生上、調理場の設備は清潔にして器具類はすべて殺菌消毒を行うよう努めること。また、献立は高齢者の嗜好を考慮し、変化を持たせ、栄養面についても充分配慮すること。

(3) 事業の実施

補助事業者は、本事業の実施にあたり食事サービスの日時、方法、利用者負担額、利用者への通知方法その他実施内容等を決定した上で実施しなければならない。

(4) 補助事業の適正な遂行

補助事業者は、本事業の目的以外の用途に補助金を使用してはならない。

(5) 利用者負担

補助事業者は、高齢者食事サービス事業の対象者（会食におけるボランティアを含む）が事業を利用した場合、補助事業者が定める利用料を徴収しなければならない。ただし、利用料を無料と定めることはできない。

(6) 事業の実施にあたり、次に掲げる活動を行わないこと

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教養を広め儀式行事を行い、及び信者を教科育成することを目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）

の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらの反対することを目的とする活動

(7) 連携体制等

本事業の実施にあたり、区役所の関連部署、区社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、地域福祉コーディネーターなど関係機関との連携を密にし、本事業への参加が望ましいと考えられる利用対象者の把握に努め、利用者の心身の健康状態等に応じて必要な関係機関につなげるとともに、欠席が続く利用者には、訪問等により状態を把握すること。

4 その他

調理にかかるボランティアは少なくとも年1回の検便を行うものとする。

大阪市生野区〇地域高齢者食事サービス委員会会則モデル

(名称)

1. 本会は〇〇高齢者食事サービス委員会と称する。
2. 本会事務所を、〇〇〇〇会館（生野区〇〇〇-〇〇）に置く。

(目的)

3. 本会は〇〇地域のひとり暮らし高齢者等に食事を提供することにより、高齢者の健康増進と地域社会との連帯感を深め、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

4. 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 1.) 会食（配食）による食事の提供
  - 2.) 食事サービス事業に関する調査・研究・広報
  - 3.) その他、目的達成に必要な事業

(役員)

5. 本会には次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	〇名
会計	〇名

(役員を選出)

6. 本会の役員は会員の互選とする。

(役員の仕事)

7. 役員の仕事は次のとおりとする。
  - 1.) 委員長は本会を代表し、会務を統括する。
  - 2.) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は仕事を代行する。
  - 3.) 会計は本会の会計を掌る。

(役員の任期)

8. 役員の任期は 年とする。但し、再任を妨げない。

(委員会)

9. 委員会は次の事項について審議し、決定する。
  - 1.) 事業計画・予算・決算
  - 2.) 高齢者食事サービス事業の運営に関する事

(会議)

10. 委員会の会議は役員会と委員総会とし、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(会計)

11. 本会の会計は、参加費、補助金、寄付金等をもって充てる。

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

事業にかかる収支状況、経費の使途がわかる会計書類を整え、委員会に提出し、報告を行うなど会計の透明性の確保を行う。

附則

本会則は 年 月 日から施行する。